

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年(2026年)7月



目 次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の趣旨	2
第2章 策定の経緯	4
第1節 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	4
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	4
第3章 市行動計画改定の目的	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する 基本的な考え方等	7
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4節 新型インフルエンザ等の対策実施上の留意事項	12
第5節 対策推進のための役割分担	14
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	17
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	18
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	21
第3節 対応期	21
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	26
第3章 まん延防止	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30

第4章 予防接種	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	36
第3節 対応期	38
第5章 保健	43
第1節 準備期	43
第2節 対応期	43
第6章 物資	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	44
第3節 対応期	44
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	46
第3節 対応期	46

参考資料

1 東近江市新型インフルエンザ等対策会議及び対策本部規程	49
2 東近江市新型インフルエンザ等対策本部条例	52
3 予防接種に必要となる資材の例	54
4 感染症対策物資（平時備蓄）	54
5 用語解説	55

文中の※印のある用語は、巻末（55 ページ以後）に解説を掲載しています。

はじめに

国民の大部分が免疫を獲得していない病原性の高い感染症の世界的な大流行（パンデミック）は、本市においても、市民生活と地域社会の持続性を脅かす最大の危機管理課題の一つとなっている。

平成27年（2015年）3月に本計画を策定した後、私たちは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大という新型インフルエンザ等と同様に甚大な影響をもたらす事態を経験した。この未曾有の危機への対応は、市民の生命と健康を守るための多大な努力を要したが、同時に、平時の備えの不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応の必要性、そして市民への適切な情報発信など、多くの課題が明確となった。

市行動計画においては、新型コロナウイルス感染症発現後における経緯の追記と字句や表現の整理等を行うため、令和3年11月に一部改定を行ったが、今般、国及び県の行動計画が抜本的に改定されたことを受け、本市においても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2点を目標に、これまでの教訓と新たな知見を踏まえ、本計画を改定する。

今回の改定は、次なる感染症危機^{*}において「感染拡大防止」と「社会経済活動の維持」の適切なバランスを図りながら対策を講じ、市民の基本的人権を最大限尊重することを基本理念とし、感染症危機^{*}に対応できる平時からの体制づくりを進め、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるための柔軟かつ機動的な対応を目指すものである。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

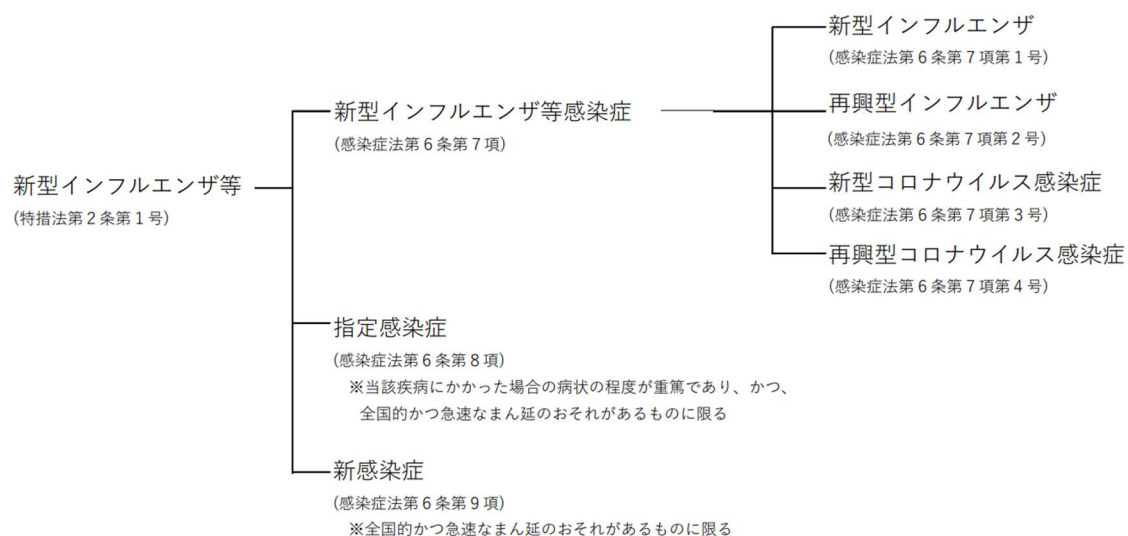
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関^{*}、事業者等の責務や新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置^{*}、緊急事態措置^{*}等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のとおりである。

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）



※季節性インフルエンザ※や COVID-19、麻しん（はしか）、結核など、感染症法第6条第2項から第6項までの1類～5類感染症※は当計画の対象外

第2章 策定の経緯

第1節 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

市は、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、平成25年6月に策定された国の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び平成26年3月に策定された滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、「東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を平成27年3月に策定した。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には国内で、3月には県内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。

令和2年1月に閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立ち上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針^{*}の策定が行われるなど、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられ、滋賀県においては県対策本部を、本市においては市対策本部を設置し、体制を構築していくこととなった。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言^{*}の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置^{*}の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和など、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナウイルス感染症の対応（以下「新型コロナ対応」という。）が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症^{*}に位置付けられることとなり、同日に政府対策本部及び基本的対処方針^{*}が廃止されたことに伴い、県対策本部が廃止され、市対策本部も廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機^{*}が社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。感染症危機^{*}の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての市民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機^{*}と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こさ

れるパンデミックに対し、社会全体で対応することの必要性を改めて浮き彫りにした。

第3章 市行動計画改定の目的

市行動計画は、新型コロナウイルス感染症発現後における経緯の追記と字句や表現の整理等を行うため、令和3年11月に一部改定を行っているが、今般の改定では、実際の感染症危機※対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機※でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

国の新型インフルエンザ等対策推進会議において新型コロナ対応を振り返り、課題が整理されたところ、以下の①から③が主な課題として挙げられた。

- ① 平時の備えの不足
- ② 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ③ 情報発信

本市においても、これまでの新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機※対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機※に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、その実現を目指し、市行動計画を改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の事項を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

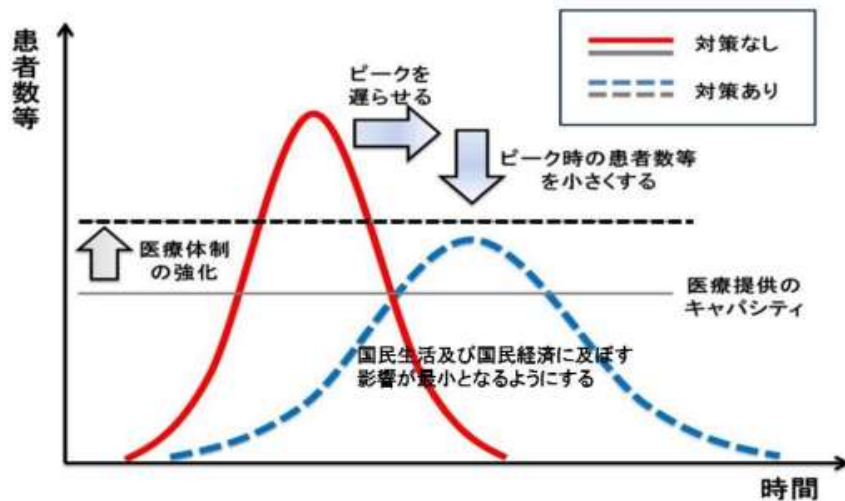
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備及びワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療を必要とする患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減少させる。

2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画（BCP）※の策定や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の概念図〉



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県行動計画においては、科学的知見及び国の対策も踏まえ、本県の地理的な条件、都市部への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、

人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定地方公共機関*による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットなど季節性インフルエンザ*等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症*等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも考慮し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえ、有事*のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、

ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

(4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事^{*}のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類^{くく}を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の1の有事^{*}のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機^{*}の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下の表のとおり区分し、有事^{*}のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機^{*}対応を行う。

＜発生段階及び各段階の概要＞

段階	区分	区分の説明	概 要
準備期		発生前の段階	地域における医療提供体制の整備、市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画 [*] 等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

初動期	A	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を行う。 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針*が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られない中で、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン*等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。
--	---	--------------------------	---

第4節 新型インフルエンザ等の対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法やその他の法令、市行動計画及び業務計画に基づき、県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平常の備えの整理や拡充

感染症危機^{*}への対応には平時からの体制作りが重要である。対策の事前共有や探知能力の向上、医療・物資供給網の整備、リスクコミュニケーション^{*}等の備えなど、平時の備えの充実を進める。また、市民への啓発や訓練を通じた体制改善を図るとともに、迅速な初動と高度な情報分析の基盤となるD Xを推進し、備えを万全にする。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策の実施に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、科学的知見の集積により把握された病原体の性状、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えるなど、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

また、対策に当たっては、市民等の理解や協力が不可欠であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、可能な限り科学的根拠に基づき、分かりやすく情報提供・共有を行うことにより、適切な判断や行動を促せるようにする。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、リスクコミュニケーション^{*}の観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見や差別は人権侵害であり、あってはならないことである。また、これらの偏見や差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、高齢者、障害者等配慮が必要な方々に留意する。感染症危機^{*}に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事^{*}における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置^{*}や緊急事態措置^{*}を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

東近江市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市は、必要に応じて県に対し、総合調整を行うよう要請する。

6 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機^{*}下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄及び医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保等、自宅療養者等の避難のための情報共有など県との連携体制の整備を進める。感染症危機^{*}下で地震等の自然災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成及び保存し、必要に応じ公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体、指定公共機関*及び指定地方公共機関*が実施する新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬及び治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針*を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針*に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その

区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

なお、それぞれの役割については、以下のとおりである。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針※に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定※を締結し、医療提供体制を整備する。また、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事※の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(2) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援及び新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針※に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定※を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具※をはじめとした必要となる感染症対策物資※等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画※の策定及び県連携協議会※等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定※に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関※は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種^{*}の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 市民等の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うように努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

上記の7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

なお、各項目における時期ごとの具体的な運用及び具体的な取組内容については、第3部において詳述する内容に基づき実施するものとする。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

1 E B P M（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進

市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組をできる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え時はもとより、平時から有事までを通じて、施策効果の測定に重要な情報や統計等のデータを活用するE B P M^{*}の考え方に基づいて施策を実施する。その前提として、評価に必要な適切なデータの収集と分析ができる体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できないことから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

市や市民等が幅広く対応に関係した新型コロナウイルスの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施は、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていく上で極めて重要である。市は、この訓練の実施とその結果に基づく点検及び改善が、関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

4 定期的な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や感染症法に基づく予防計画^{*}、医療法（昭和23年法律第205号）の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症^{*}等について新たに得られた知見等状況の変化に合わせて、市行動計画やマニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

国は、予防計画[※]や保健医療計画[※]をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講ずるとしている。

市は、政府及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間に関わらず、新型インフルエンザ等が発生し、その実際の対応経験をもとに政府や県行動計画等が見直された場合は、市は必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が市内外で発生した場合又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、平時から関係機関の役割を整理し、指揮命令系統等の構築、拡張可能な組織体制の編成及び確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見、改善及び練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関相互の連携を強化する。

1-1 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 市行動計画等の策定や体制整備・強化

- (1) 市は、市行動計画を策定し、必要に応じて見直す。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化及び拡充すべき業務を実施するに当たり、必要な人員等を確保するため、有事^{*}において縮小すべき業務と維持すべき業務を整理した業務継続計画（BCP）^{*}を策定し、必要に応じて変更する。
- (3) 市は、県が実施する研修等を活用し、新型インフルエンザ等の対策に携わる職員の育成に努める。

1-3 県及び市町、関係機関等の連携の強化

- (1) 市は、県、関係市町及び指定地方公共機関^{*}と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、県、関係市町及び指定地方公共機関^{*}とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- (3) 市は、本章第3節〈対応期〉の「3-1(2) 職員の派遣・応援への対応」に記載している特定新型インフルエンザ等対策^{*}の事務代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整を行う。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握し、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う。準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策会議を立ち上げ、対策の実施体制を強化し、初動期における対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- (1) 国内外で新型インフルエンザ等発生の疑いがある場合、関係部局間で情報を共有する。
- (2) 副市長は、必要に応じて、東近江市新型インフルエンザ等対策会議及び対策本部規程に基づき東近江市新型インフルエンザ等対策会議を招集する。

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は対策本部を設置することを検討し、県と連携しながら新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 市は、必要に応じて、本章第1節〈準備期〉の「1-2 市行動計画等の策定や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

なお、業務の増大を想定し、早期の応援体制の構築を検討する。

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等対策に係る国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制にすることが重要である。

実施体制を状況に応じて適宜見直し、柔軟かつ機動的に切り替えることで、可能な

限り早期に最小限の影響で感染症危機^{*}に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 対策の実施体制

ア 市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。

イ 市は、国の基本的対処方針^{*}や県の対応に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を実施する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

(2) 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策^{*}の事務の代行を要請する。

イ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策^{*}を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(3) 必要な財政上の措置

市は、新型インフルエンザ等対策に係る国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の検討について

市は、緊急事態宣言^{*}がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する（緊急事態宣言^{*}前に任意で市対策本部を設置している場合は特措法に基づく対策本部に移行する。）。市は、市の区域に係る緊急事態措置^{*}を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置^{*}に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態^{*}解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態^{*}が終了した旨の公示）があったときは、遅滞なく特措法に基づく市対策本部を廃止し、必要に応じて任意設置の市対策本部に移行する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染対策には、リスク情報や認識の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できる環境が不可欠である。市は、平時から市民等の感染症に対する意識の把握と理解の促進に努め、リスクコミュニケーション※体制を整備する。具体的には、科学的根拠等に基づく情報提供により、感染症に関するリテラシーを高め、市が提供する情報への信頼度を向上させる。

また、発生状況に応じた市民等への情報提供、共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に生かす方法等についてあらかじめ定める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

ア 市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供、共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供及び共有が有用な情報源として、市民等による認知度及び信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

イ 幼児施設や学校、職場等は地域における感染拡大の起点となりやすく、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる方の集団感染が懸念されることから、市は関係部局等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供、共有を行う。

また、学校教育の現場をはじめ、子供に対する分かりやすい情報提供、共有を行う。

(2) 偏見・差別の防止等に関する教育・啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものなので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること等について教育及び啓発を行う。

(3) 偽・誤情報に関する啓発及び正しい知識・情報の発信

市は、感染症危機※において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅

されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発及び正しい知識、情報の発信を行う。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供及び共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供及び共有する媒体や方法について整理する。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や関係機関等を通じた情報提供及び共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供及び共有の在り方を整理する。

ウ 県は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など必要と認める情報を市に提供することとされている。このため、市は、有事^{*}における円滑な連携のため、当該情報連携について具体的な手順をあらかじめ県と共有しておく。

(2) 双方向のコミュニケーションに向けた取組の推進

ア 市は、可能な限り双方向のコミュニケーション^{*}に基づいたリスクコミュニケーション^{*}を適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの問合せや相談に対応できるよう、国や県からの要請に基づき、コールセンター等の設置を準備する。

第2節 初動期

【目的】

市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報共有を行い、準備を促す。具体的には、市民等の関心事項等を踏まえた正確な情報提供により、市民等が科学的根拠等に基づき、適切な判断・行動ができる環境を整える。

その際、双方向のコミュニケーション^{*}を重視し、偏見・差別等の防止、偽・誤情報への対策を徹底し、市民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備及び活用し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策について、迅速かつ一体的に情報提供及び共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供及び共有を行う。

- (2) 市は、国及び県と連携して、市民等に対し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見について、分かりやすく情報提供及び共有を行う。
- (3) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供、共有の在り方を踏まえ、県や関係機関等を通じた情報提供、共有を行う。
- (4) 市は、県から示された地域の医療提供体制をはじめ、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーション※に基づくリスクコミュニケーション※を行うよう努める。
- (2) 市は、ホームページにQ&A等を掲載するとともに、国や県からの要請に基づき、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供及び共有する内容に反映する。

2-3 偽・誤情報や偏見・差別等への対応

- (1) 市は、国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供、共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
- (2) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであって、感染者やその家族、

医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや法的責任を伴い得ることを啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供及び共有する。あわせて、偏見・差別等に関する情報を整理し、市民等に周知する。

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き市民のリスク認識を共有し、リスク低減のパートナーとして適切な行動を促す。具体的には、関心事項に応じた正確な情報を迅速かつ平易に提供し、科学的根拠に基づく判断を支援する。あわせて、双方向のコミュニケーション※を重視し、個人レベルでの感染対策の重要性や人権配慮、偽・誤情報への対策を繰り返し発信することで、市民の不安解消に努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 市は、市民等が受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備、活用し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策について、迅速かつ一体的に情報提供、共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供、共有を行う。

- (2) 市は、国及び県と連携して、市民等に対し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見について、分かりやすく情報提供及び共有を行う。
- (3) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や関係機関等を通じた情報提供、共有を行う。
- (4) 市は、県から示された地域の医療提供体制や相談センター※及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセン

ター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーション※に基づくリスクコミュニケーション※を行うよう努める。

- (2) 市は、ホームページのQ & A等を随時更新するとともに、コールセンター等の体制を強化する。コールセンターに寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供及び共有する内容に反映する。

3-3 偽・誤情報や偏見・差別等への対応

- (1) 市は、国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供、共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
- (2) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや法的責任を伴い得ることについて啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供及び共有する。あわせて、偏見・差別等に関する情報を整理し、市民等に周知するとともに、感染症に関する人権侵害の相談窓口の設置の検討等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努める。

3-4 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染症等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止

に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

イ 子供や若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション*を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ア 市は、県から示された相談センター*を通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みへの変更について市民等へ周知する。

イ 市は、国から示された新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報並びに策定された診療指針等の情報を市民等に対して周知する。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供及び共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層があることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション*を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。あわせて、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事^{*}におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知及び広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- (2) 市は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、症状の軽重にかかわらず、まず、相談センター^{*}に連絡し指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事^{*}の対応等について、平時から理解促進を図る。
- (3) 市は県と連携して、まん延防止等重点措置^{*}による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態^{*}における緊急事態措置^{*}による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

- (1) 市は、国からの要請に基づき、市内におけるまん延に備え、業務継続計画^{*}に基

づく対応の準備を行う。

- (2) 市は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、症状の軽重にかかわらず、まず、相談センター※に連絡し指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事※の対応等について、周知を行う。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置※をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活・社会経済活動への影響の軽減を図る。

3-1 まん延防止対策の内容

(1) 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差勤務やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて徹底することを要請する。

(2) 市民に対する要請等

県が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなど感染リスクが高まる場所等への外出自粛や都道府県間の移動自粛要請を行った場合、また、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行った場合は、市は市民に対し外出自粛要請や移動自粛要請についての周知を行う。

(3) 事業者に対する要請等

ア 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染症対策を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康観察※や受診を勧奨すること、出勤が必要な者等以外のテレワーク、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等を協力要請する。

イ 市は、国又は県からの要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよ

う要請する。

(4) 学校等に対する要請等

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校、幼児施設等における感染対策の実施に資する情報の提供及び共有を行う。

また、市は、地域の感染状況等に鑑み、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を学校、幼児施設等の施設管理者に要請する。

第4章 予防接種

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化するため、平時からワクチンの円滑な接種に向けた準備を着実に進める。

また、国、県、医療機関、事業者等と連携し、発生時に迅速な接種を実現できるよう、必要な体制整備を行う。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材の把握

市は、参考資料3「予防接種に必要となる資材の例」を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、ワクチンの円滑な流通を可能にするために、県との連携の方法及び役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。

1-3 ワクチンの供給体制

市は、ワクチンを供給するに当たって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-4 特定接種の基準に該当する事業者の登録に関する周知

市は、国が進める特定接種^{*}に係る事業者の登録について、周知に協力する。

1-5 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種^{*}又は住民接種^{*}の実施が可能となるよう、定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを住民に正確に伝え、理解を得るよう努める。また、市は、医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場及び資材等の確保など接種体制の構築に向け検討を行う。

(2) 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に対する接種は、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種の実施を行う。

このため、市は、接種が円滑に行えるよう、国からの要請に備え、準備期から接種体制の構築を図る。

イ 市は、特定接種^{*}の対象者を把握し、国に人数を報告する。

(3) 住民接種

ア 市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

(ア) 接種対象者数（表1参照）

(イ) 地方公共団体の人員体制の確保

(ウ) 医師、看護師及び受付担当者の医療従事者等の確保

(エ) 接種場所の確保（医療機関、公共施設、商業施設等）及び運営方法の策定

(オ) 接種に必要な資材等の確保

(カ) 国、県及び市の間や医師会等の関係団体への連絡体制の構築

(キ) 接種に関する住民への周知方法の策定

表1 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種※対象者試算方法		備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1歳以上6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳以上18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計し、住民接種※のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し接種体制の検討を行う。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種又は個別接種）、会場の数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者の数を算定する。特に、多くの医療従事者が必要となる集団的接種においては、医師会等の協力を得て、その確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、円滑な接種体制が構築できるよう、事前に医師会や医療機関等との協力の合意を得られるよう努める。

エ 市は、接種場所の確保に当たり、各会場の対応可能人数等を推計した上で、受付から出口までの導線に交差がなく滞留が起こらないよう、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤場所の配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な状況を維持できるように配慮するとともに、医師及び看護師の配置については、市が直接運営

するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、運営を依頼することも可能であることを踏まえ、接種の実施に当たる必要な人員の配置を計画的に行う。

オ 市は、円滑な接種の実施のため、国のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

カ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-6 情報提供・共有

(1) 住民への情報提供

市は、予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供、共有を行い、市民の理解促進を図る。

また、定期予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下、適切かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

あわせて、市は、平時から定期予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的なコミュニケーションに努める。

(2) 衛生部局以外の分野との連携

ア 市が中心となり、市民生活及び支援サービスに携わる多様な庁内の関係部局との連携及び協力に努める。

イ 市は、児童生徒への予防接種施策を推進するため、学校保健との連携が不可欠であることから、教育委員会等と連携を進め、必要に応じて学校保健安全法に規定する健康診断の機会を利用した情報周知の依頼等、施策の推進に資する取組に努める。

(3) DXの推進

ア 市は、活用する健康管理システム等が国の整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。

イ 市は、接種対象者を特定の上、国の整備するシステム基盤に登録し、システ

ムを活用して接種勧奨通知がスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者等に対しては、紙の接種券を送付する必要があることに留意する。

ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録を行った接種対象者が予防接種事務のデジタル化未対応の医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

【目的】

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、国及び県の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

市は、準備期において必要と判断し準備した資材等について、適切に確保する。

2-2 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) 特定接種

市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(3) 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、健康管理システム等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法及び予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けて調整を開始する。

イ 市は、接種の準備に当たっては、平時における予防接種業務所管部署の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織、人事管理等を担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。ま

た、予防接種の円滑な推進を図るために、県及び庁内の関係機関との連携を行う。

あわせて、業務負担の軽減の観点から接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の外部委託を検討する。

エ 市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要なことから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日における接種等を含め、多人数への接種を行うことができる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の公的な施設を活用し、医療機関等の医師、看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

カ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

キ 市は、医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

また、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行う。

ク 市は、医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合には、医療法に基づく診療所開設の許可及び届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算出する。

ケ 市は、接種会場における救急対応について、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品をあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるように、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者及び消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

コ 市は、接種会場等で生じる感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場

所について、周囲に囲いを設け、保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）の基準を遵守するとともに、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について事前に協議する。

サ 市は、感染予防の観点から、接種会場における経路の設定に当たっては、ロープなどにより人の流れを一定の方向に誘導するとともに、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際して接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なよう準備を行う。

2-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給及び接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供、共有を行い、市民の理解促進を図る。

第3節 対応期

【目的】

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにするとともに、副反応等の情報収集と健康被害の迅速な救済に努める。

また、準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施し、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の計画の見直しを行うなど、柔軟な運用体制を維持する。

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割当量の調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの割当量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じた割当てを行う。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行

う。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品等を活用すること等も含めて地域間の融通等も併せて行う。

- (4) 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の判断により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国、県及び医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。

(1) 特定接種

国が特定接種^{*}を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種^{*}を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

イ 予防接種体制の構築

- (ア) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理及び構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

- (イ) 市は、接種状況等を踏まえ、必要に応じて、接種の実施会場の追加等を検討する。

- (ウ) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

- (エ) 市は、発熱等の症状がある場合など予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう、広報による周知、接種会場における掲示等による注意喚起を行うことにより、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対してワクチン接種を実施する場合は、接種に係るリスク等を考慮して、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- (オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者について

は、当該者が勤務する、又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行うことを基本とする。ただし、在宅医療を受療中の患者や高齢者支援施設等に入居する者が当該医療機関において接種困難な場合は、訪問による接種を検討する。

- (カ) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

ウ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、接種に関する情報の提供及び共有を行う。
- (イ) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な市民が接種機会を逸することのないよう、紙の接種券を発行すること等により接種に関する通知を行う。
- (ウ) 市は、接種会場や接種開始日等について、接種対象者のスマートフォン等に対して電子的に通知するほか、市ホームページやSNSを活用して周知する。

また、市広報紙への掲載など紙媒体による周知を実施する。

エ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者など接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市関係部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

オ 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国及び県から提供される予防接種後の副反応疑い報告、最新の科学的知見、海外の動向等を基に、適切な安全対策及び市民への適切な情報提供、共有を行う。

3-4 予防接種健康被害救済制度

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施により健康被害が生じたと審査会において認められた者については、予防接種健康被害救済制度に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種※の場合はその実施主体、住民接種※の場合は本市となる。
- (2) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-5 情報提供・共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供及び共有する予防接種に係る情報について住民への周知及び共有を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) 市は、パンデミック時には、特定接種※及び住民接種※に関する広報を推進する必要がある一方で、定期予防接種の接種率が低下し、定期予防接種の対象疾病のまん延が生じないように、引き続き定期予防接種の必要性等の周知に取り組む。

ア 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を接種対象者に提供する。

イ 住民接種に係る対応

- (ア) 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- (イ) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種※については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ・ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ・ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ・ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - ・ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(ウ) 市は、住民接種^{*}に関する広報を行うに当たっては、上記(2)を踏まえ、次のような点に留意する。

- ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ワクチンの有効性安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- ・接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

【目的】

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県は、市民の生命及び健康を守るため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。特に、感染症有事^{*}には、圏域ごとに情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う。

このことから、市は、平時から県と迅速な情報共有の在り方の検討と連携の基盤作りを行うとともに、有事^{*}においては県が行う感染症対応業務を可能な範囲で支援・協力する。

第1節 準備期

1-1 連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県を中心に、平時から保健所や近隣市町、感染症指定医療機関^{*}、消防機関等の関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

第2節 対応期

2-1 主な対応業務の実施

(1) 健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察^{*}に可能な範囲で、協力を検討する。

イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者^{*}に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者^{*}が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター^{*}等の物品の支給に可能な範囲で、協力を検討する。

(2) メンタルヘルス対策

市は、発生した新型インフルエンザ等がまん延し、対応が長期化した際に、市職員が新型インフルエンザ等の対応を行うに当たり、強度の心理的な負荷がかかることが想定されるため、メンタルヘルス対策を強化するよう啓発するほか、必要な対策を実施する。

2-2 感染状況に応じた取組

市は、県から保健所に対する職員の応援要請等があれば、状況に応じて可能な範囲で、協力を検討する。

第6章 物資

【目的】

感染症対策物資[※]等は、有事[※]に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、参考資料4「感染症対策物資（平時備蓄）」を準備するとともに、有事の際は、状況に応じて必要な感染症対策物資等[※]を確保し、円滑な供給に向けた対策を実施する。

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等[※]を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、東近江市地域防災計画で定める物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (2) 市は、消防機関が、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具[※]等の必要な物資の備蓄を進められるよう関係機関と調整し、協力する。

第2節 初動期

2-1 感染症対策物資等の備蓄と円滑な供給の実施

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等[※]を備蓄するとともに、備蓄した物資及び資材の円滑な供給に向けた対策を実施する。

第3節 対応期

3-1 感染症対策物資等の備蓄と円滑な供給の実施

市は、引き続き市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等[※]を備蓄するとともに、備蓄した物資及び資材の円滑な供給に向けた対策を実施する。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金の給付、交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

(1) 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節〈準備期〉「1-1 感染症対策物資等の備蓄等」で備蓄する感染症対策物資等*のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、東近江市地域防災計画の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等及び支援を必要とする子供のいる世帯への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者等の把握とともにその具体的手続を決めておくものとする。

1-5 火葬体制の構築

市は、県下の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬を適切に実施できるよう、東近江市、竜王町及び日野町で構成する一部事務組合である八日市布引ライフ組合（以下「ライフ組合」という。）と調整を行う。

第2節 初動期

【目的】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2-1 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、市内での感染拡大に備え、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）について準備を行う。

2-2 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受け、ライフ組合が所管する火葬施設における火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、国の制度を活用するなどし、必要な支援及び対策を行うとともに、国・県に対して必要な要望を行う。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独、孤立対策、高齢者のフレイル*予防、子供の発達、発育に関す

る影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等及び支援を必要とする子供のいる世帯に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要な応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要な応じ、市民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態^{*}において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、県を通じた国からの要請を受け、ライフ組合と連携し、可能な限り火葬炉を稼働できるように努める。

イ 市及びライフ組合は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

ウ 県の要請を受けて、区域内での火葬が困難と判断された近隣市町に対し、市及びライフ組合は、災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定（以下「災害時等協定」という。）に基づき、広域火葬の応援、協力をを行う。

エ 市は、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県を通じた国からの要請を受け、一時的に遺体を安置するため、臨時遺体安置所を確保する。あわせて、市は遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

オ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、早急に臨時遺体安置所の拡充のための措置を講ずる。あわせて、県下の火葬場の状況について最新の情報を得て、円滑な火葬が行われるよう、近隣市町に対し、災害時等協定に基づいた広域火葬の応援、協力を求める。

カ 新型インフルエンザ等緊急事態[※]下において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、公衆衛生上の危害の発生を未然に防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態[※]において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

参考資料 1

東近江市新型インフルエンザ等対策会議及び対策本部規程

平成27年 2 月10日

訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本市において病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症の集団発生及び二次感染の防止に係る緊急対策の実施について協議及び決定するため、東近江市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）及び東近江市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年東近江市条例第10号）に基づき設置する東近江市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策会議の所掌事務)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の集団発生及び二次感染の防止についての緊急対策の決定に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等についての情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等の予防に係る啓発に関すること。

(対策会議の組織)

第 3 条 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長が指名する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長及び別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、所掌事務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策会議の会議)

第 4 条 対策会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(対策会議の事務局)

第 5 条 対策会議の事務を処理するため、健康医療部健康推進課に事務局を置く。

(対策本部の設置)

第 6 条 市長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第34条第 1 項の規定により、対策本部を設置するものとする。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等対策の推進を図るため必要があると認めるときは、対策本部を設置することができる。

（対策本部の所掌事務）

第7条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 職員の配置に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請及び連絡調整に関すること。
- (5) 滋賀県新型インフルエンザ等対策本部との連携に関すること。
- (6) 他市町との連携に関すること。
- (7) その他新型インフルエンザ等対策に係る重要な事項の決定に関すること。

（対策本部の組織）

第8条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者及び東近江行政組合消防本部消防長をもって充てる。

（対策本部の会議）

第9条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（部の設置）

第10条 対策本部に次長級以下の者で構成する次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 現地対策部
- (4) 情報収集部

（対策本部における各部課等の業務）

第11条 新型インフルエンザ等に関する各種対策業務については、それぞれの課等において対応するものとする。ただし、当該課等のみでは対応することが困難な場合は、当該課等が属する市長直轄組織若しくは部又は他の市長直轄組織若しくは部の課等と共同して対応するものとする。

- 2 各課等の共通業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の感染状況調査及び情報収集に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の流行に伴い、通常業務で縮小又は停止することが可能な業務、新たに生じる業務等について検討し、業務の継続に努めること。

(3) 新型インフルエンザ等対策における本部長の特命事項に関すること。

(対策本部の事務局)

第12条 対策本部の事務を処理するため、健康医療部健康推進課に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、対策会議及び対策本部の運営に関し必要な事項は、委員長及び本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第10号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第13号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年訓令第9号）

この訓令は、令和8年7月21日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

危機管理監	総務部長	企画部長	税務部長	市民部長	環境部長	健康医療部長	福祉部長	こども未来部長	農林水産部長	商工観光部長	文化スポーツ部長	都市整備部長	水道部長	教育部長	議会事務局長
-------	------	------	------	------	------	--------	------	---------	--------	--------	----------	--------	------	------	--------

参考資料 2

東近江市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 25 日

条例第 10 号

（目的）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、東近江市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから東近江市長が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第 4 項の規定に基づき、国の職員、市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

参考資料 3

予防接種に必要なとなる資材の例

準備品	医師・看護師用物品
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋 ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	文房具類
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	会場設営物品
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

参考資料 4

感染症対策物資（平時備蓄）

☐ サージカルマスク ☐ ガウン ☐ ゴーグル ☐ 使い捨て手袋 ☐ アルコール消毒液
--

用語解説

	用 語	内 容
ア 行	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
カ 行	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
	感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
	感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材
	季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
	基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等の緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨並びに緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措

カ 行		置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
	健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
	県連携協議会	滋賀県感染症対策連携協議会 感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織
	个人防护具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サ 行	事業継続計画／ 業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
	指定公共機関 指定地方公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
	住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
	新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

サ 行	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的又は国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国、地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
	双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断、行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握、共有して行うコミュニケーション
タ 行	登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
	特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
ナ 行	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者
ハ 行	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

ハ 行	プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめ備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
	保健医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
マ 行	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
ヤ 行	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
ラ 行	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
英 字	E B P M	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）の略 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組

数 字	5 類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。
--------	--------	--

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年(2015 年) 3 月策定

令和 3 年(2021 年)11 月改定

令和 8 年(2026 年) 7 月改定



東近江市健康医療部健康推進課

電 話 0748-24-5646

IP 電話 050-5801-5646